

杉並区建築基準法第 44 条第 1 項第 2 号許可における一括同意基準

杉並区建築審査会
平成 23 年 3 月 23 日議決

第 1 総則

道路（駅前広場を含む。以下同じ）内に設ける道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 3 条第 1 号イに該当する路線定期バスの停留所の上家及び同法第 3 条第 1 号ハに該当するタクシーの乗降場の上家（以下「上家」という。）で、次の第 2 の設置基準に該当するものは、建築基準法第 44 条第 1 項第 2 号の規定（公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物で通行上支障がないもの）を適用し、一括審査をして同意するものとする。

第 2 設置基準

1 設置場所

幅員 3 メートル以上の歩道又は駅前広場内の島式乗降場（以下「島式乗降場」という。）とする。

2 形態

上家の主要構造部は、他の建築物（公共歩廊を含む。）に接続しないものであり、かつ、屋根は当該地の建築物から歩道幅員の 2 分の 1 以上離れたものであること。

3 構造規模等

- （1）主要構造部は不燃材料とし、平屋建で壁等の囲い（必要最小限の風除けを除く）を有しないものであること。
- （2）屋根の幅は、3 メートル以下かつ歩道幅員の 2 分の 1 以下とし、長さは 12 メートル以下であること。
- （3）高さは、歩道面から 3.5 メートル以下であること。
- （4）柱は、片持ち形式とし、車道側に設けるものであること。ただし、島式乗降場に設けるものにあっては、この限りでない。

第 3 建築審査会の議案添付図書等

建築審査会の議案に添付する図書等は、次のとおりとする。

- （1）建築物概要書
- （2）許可申請書（一面）
- （3）付近見取図（案内図）
- （4）配置図
- （5）平面図

附 則

この基準は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。